

令和2年6月定例会 総務委員会（付託）

令和2年6月24日（水）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

浪越委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時32分）

これより、政策創造部関係の調査を行います。

政策創造部関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、報告の際には座ったままでなされますよう、よろしくお願いします。

【報告事項】

な し

北川政策監補

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

よろしくお願いいたします。

浪越委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井川委員

新型コロナウイルス感染症ということで、連日、陽性患者が出ているみたいでございます。全国の新聞上でも、都市部においては30人、40人と陽性患者が出ているという大変な事態ですけれども、これを抑え込むというのは本当に無理ではないかというふうな気がします。無理という言い方をしてはいけないのですけれども、大変難しい。いつ第2波、第3波が来てもおかしくないという状況でございます。

この新型コロナウイルスがどういうふうに生まれたのか、今一つ分かりませんけれども、共存していくという形になっていくのかもしれませんが、本当に非常に厳しい状態だと思います。

それで、地方創生ということでお伺いしたいのですが、都市部がこういう状況になっておりますので、都市部のほうでは地方創生について関心が高まっているのではないだろうかと思うのでございますが、現在、地方移住に関する動向、どういうふうな取組をされているのかをお知らせいただきたいと思います。

山名とくしま回帰推進課移住交流担当室長

井川委員より、現在の地方移住に関する状況についての御質問でございます。

新型コロナウイルスの都市部を中心とした感染拡大が社会経済活動に深刻な影響を与えたことから、国民の意識も大きく変化をしてきております。内閣府が6月21日に公表しま

した最新のデータによりますと、全国の15歳以上の登録モニター約1万人を対象といたしました新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査におきまして、特に都心に住む20歳代の地方移住への関心度が35.4パーセントと高くなったほか、コロナ禍を機にテレワークや時差出勤の経験など、働き方が大きく変化したことで、就業者に対し、仕事と生活のどちらを重視したいかとの問いに、生活を重視するように変化と回答したテレワークの経験者が64.2パーセントとなりました。この結果を踏まえまして、新聞報道ではございますけれども、西村経済再生担当大臣においても、東京一極集中の是正を後押しする施策の検討などについて発言されたところでございます。

県におきましても、地方移住に対する追い風を感じておりまして、移住を希望される方々のニーズに的確に応えた移住施策の充実が早急に求められているのではないかと考えております。

井川委員

テレワークというのが出てきまして、どこにいても仕事ができるという感覚が、かなり生まれていると思います。

それで四国に移住したいという人とどこまでつながるかというのは、別の話ではあると思うのですが、今議会においても、我が会派の嘉見会長が代表質問におきまして、地方創生を推進していくための実効性をどう加速していくのかという質問をさせていただきました。知事は、とくしまリスタート！戦略タスクフォースを早期に創設し、自由な発想による新たな政策創造に挑戦するとの御答弁をなされました。今回創設されるとくしまリスタート！戦略タスクフォースでは、スピード感も必要だと思います。どういうことを検討していくのかということをお教えいただきたいと思います。

山名とくしま回帰推進課移住交流担当室長

井川委員より、とくしまリスタート！戦略タスクフォースについての御質問でございます。

地方創生局を中心とした関係部局の若手職員によりますタスクフォースを近日中に創設することといたしております。移住希望者の新天地での出発に寄り添う各種施策といたしまして、就労支援や起業支援といった支援策、LINEなどのソーシャルメディアを活用した情報発信、人々の暮らしの基本となる住まいに関する支援策など、全庁にわたる取組を早期に取りまとめ、メニュー化をさせていただくとともに、現状の移住交流施策に関する課題をはじめ、ウィズコロナに対応したニーズも盛り込んだ新しい施策について検討したものを、とくしまリスタートプログラムとして提示させていただきたいと考えております。

加えて、移住者用住宅としての活用が予定されております空き家をはじめ、県内に点在しておりますリタイアインフラの活用手法についても、その場で研究をすることで、とくしま回帰を具現化する施策をスピード感をもって進めてまいりたいと考えております。

井川委員

私たちも、とくしまリスタート！戦略タスクフォースについてはいろいろ質問させてい

ただいて、話も聞いてきたところです。このとくしまリスタート！戦略タスクフォースは
どういうメンバーなののでしょうか。教えていただきたいです。

山名とくしま回帰推進課移住交流担当室長

とくしまリスタート！戦略タスクフォースのメンバーの御質問でございます。

メンバーにつきましては、地方創生局を中心にいたしまして、政策創造部、経営戦略
部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部及び総合県民局で構成することといたしま
して、今週中にも第1回の会議を開催し、既存の施策についての情報共有を行い、その発
展や連携の可能性につきまして、自由な発想での知恵出しをスタートしてまいりたいと考
えております。

井川委員

各部署のお知恵を結集して、一刻も早くまとめていただきたいと思います。

それで、状況を全て教えてくれとは言いませんが、我々議会のほうにも時には状況につ
いて情報を流していただきたいと考えます。

新しい暮らしを始める重要な手段である空き家をはじめ、リタイアインフラの利活用の
研究は、今後の移住施策を進める上でも大変重要な取組であります。戦略タスクフォ
ースで取りまとめられた、とくしまリスタートプログラムや、リタイアインフラの研究成
果を今後の政策にどう反映していくのか。さっきも言いましたが、取りまとめるのはいい
のですけれども、どういうふうに反映させていくかというのを教えていただきたいと思
います。

山名とくしま回帰推進課移住交流担当室長

井川委員より、とくしまリスタート！戦略タスクフォースでの研究成果をどう施策に反
映していくのかとの御質問でございます。

現状の移住交流施策における課題をはじめまして、ウィズコロナに対応する新たなニ
ーズも盛り込んだ新しい施策についても検討を進めてまいります。それを盛り込む形でプロ
グラムを策定することに加え、リタイアインフラの利活用手法に関する研究も含めまし
て、今高まりつつある地方回帰の機運を逃さぬように、早急に施策の具体化を図る必要が
あるものについては、事業化について前向きに検討してまいりたいと考えております。

井川委員

消費者庁も本庁機能が徳島県に来ることになって、全国で初めてということで胸を張っ
て自慢できると思います。消費者庁でも徳島で仕事ができるんだということをもっともっ
とアピールして、徳島に人を呼び寄せてほしいと思います。

私の感想ですが、知事が全国知事会長になってから、ちょっとアピールが前ほど強くな
いのではないかと。知事が安定してしまっていて、もっともっと徳島モデル、徳島モデルと叫ん
でいたような気がするのですけれど、このところちょっと押しが弱いのではないだろう
かというような気もします。しっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

地方移住の動きに多くの自治体が頑張っていて、全国各地がこういう意識で、よその県も市

も区も取組を加速させておりますので、県も新しい取組にチャレンジしていると思いますが、今後は移住希望者のニーズをうまく取り込み、本県がリスタートの地として選ばれるよう全庁一丸となって移住施策に取り組んでいただきたいと思います。

いろいろと言わせていただきましたが、最後に梅田地方創生局長の決意というか、思いを頂きまして、私の話を終わりたいと思います。

梅田地方創生局長

今、井川委員から、地方創生、移住に懸ける思いということで、御質問を頂いております。

第1期 v s 東京「とくしま回帰」総合戦略におきまして、令和元年度における移住者数の目標を1,600人と設定いたしまして、目標達成に向け、ワンストップ移住相談窓口の開設、移住者をサポートする移住コーディネーターの育成、移住体験ツアーや大都市圏での移住相談会などの開催に取り組みまして、令和元年度の移住者数につきましては、1,844人ということで、平成30年度から30パーセントを超える増となったということで、成果を上げてきているところでございます。

しかしながら、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、移住体験ツアーや移住相談会など、移住希望者と直接触れ合ったり、意見交換をする事業が中止又は延期せざるを得ない状況となっております。移住者を呼び込む取組は非常に厳しい状況となっているところでございます。

一方で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、先ほど来お話がありますように、地方移住への関心の高まりやテレワークを活用した新しい働き方など、都会の密を避け、新しい生活様式の実践の場として、徳島が選ばれる可能性も高まってきておりますことから、この機を捉えてとくしま回帰を推進するために、リスタートをキーワードとして、各種事業に取り組んでいくこととしたところでございます。

地方創生を推進するに当たりましては、就労や住居、情報発信など、県の総合力が必要であると考えておりまして、井川委員からの御提言にありますように、全庁一丸となりまして、徳島ならではの移住交流施策をスピード感をもって効果的に展開することによりまして、とくしま回帰を推進してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

井川委員

梅田地方創生局長から力強いお答えを頂きました。

本当に、誰かの言葉を借りたら、今でしょというふうに思います。本当に、これを逃しては徳島は価値がないというか、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

全庁挙げて頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

山田委員

私のほうからも一般質問で取り上げた内容からまず確認したいと思います。

本会議の質問で、産学官連携によるE B P Mモデル研究事業報告書について聞きました。

この報告書の特筆すべき点として、徳島県からの転出者数と賃金との関係は男女ともに比較的強い正の相関関係があるというふうに答弁をされました。まずその点について、更に詳しく御説明ください。

綿貫統計データ課長

産学官連携によるE B P Mモデル研究報告書で、賃金と転出者数との間に強い相関関係があるということが示されたことにつきましての御質問でございます。

今回の産学官連携によるE B P Mモデル研究事業報告書では、本県からの転出者数と賃金との間に比較的強い正の相関関係があることが明らかにできました。これは、地方創生の目標の実現に向けて、参考となるデータが得られたものと考えております。

少し詳しく今回の研究についてでございますけれども、2019年の住民基本台帳人口移動報告を用いて分析を行いました。この年の本県からの転出超過数は3,357人と、前年、前々年から大きく拡大し、転出超過の流れは加速しているというような状況が見て取れました。特に、香川、愛媛、高知の四国の他県の転出超過の対前年の増加率が僅か0.1パーセントから6.5パーセントの微増にとどまっていたのに対し、本県転出者は32.6パーセント増と厳しい現実が示されて、本委員会をはじめ特別委員会でもこの流れをいかに食い止めるか御議論が交わされていたところでございました。

とくしまE B P M研究会では、この転出超過は何の動きと関連性があり、こういった施策が求められているのか、この問いの答えに近づくために、まずは平均賃金、ここで働けば将来このぐらいの給料がもらえるかという期待平均賃金、地域別最低賃金をはじめ有効求人倍率や失業率の各種データと本県転出者数との関係を、男女別に検証し、分析を始めました。その結果、男女共に賃金と比較的強い正の相関関係が明らかになったものでございます。

さらに、私どもとしましては今後、年齢階級ごとにはどうなっているのか、転出と賃金の相関関係をより明らかにしまして、データが今後の地方創生の施策の立案に効果的な提案が出せますよう、スピード感を持って、また努めてまいりたいと考えております。

山田委員

今、かなり詳しく御答弁を頂きました。その関係で先ほど平均賃金の話も出ました。最低賃金の話も出ました。特に、最低賃金については、ずっと一貫して取り上げてきました。最低賃金については労働者の生計費、地域の賃金また事業者の支払能力等々があるわけですが、本県の統計から見てこの最低賃金についてどういう状況が分かるのかということについても、御報告を頂きたいと思います。

綿貫統計データ課長

最低賃金の状況について、本県のデータからどういうことが分かるかという御質問を頂きました。

まず、統計データ課が所管しております基幹統計につきまして、その調査結果は国民の共有の財産としまして、例えば国勢調査とかでございましたら、小選挙区の区割りの改定であるとか、あるいは地方交付税の算定基準として、またお話のありました地域別賃金や

給与改定の基礎資料として、様々な基幹統計を使って分析し定められていくような方向が示されております。

山田委員の御質問の、最低賃金の決定につきましては、最低賃金法で地域別最低賃金は地域における労働者の生計費、賃金水準及び賃金支払能力の三つを考慮して定めなければならないと規定されており、この三つの要素の算出に当たっては、厚生労働省が定める最低賃金の決定基準や総務省統計局の文書で、各種基幹統計を参考にする、また利用する旨が示されております。

まず、労働者の生計費につきましては、総務省の文書で勤労者の賃金を決めるための標準生計費の算定には家計調査を利用とあります。また、労働者の賃金水準については厚生労働省の基準で毎月勤労統計調査を参考にするとしてされています。また、支払能力につきましては厚生労働省の基準で工業統計等により出荷額や付加価値額を検討し把握するというふうに定められております。

そこで、これらの数値でございますけれども、まず労働者の生計を示す本県の家計調査につきまして、令和元年の二人以上の世帯、1世帯当たりの1か月の家計消費は、徳島市が27万8,855円でございます。ちなみに、東京都は33万2,517円と東京都が5万3,662円高くなっております。次に大阪市は27万408円で、徳島市が大阪市と比べると月に8,447円高い出費になっております。家計の支出は大阪市民より徳島市民のほうが多いというのは意外と思われるかもしれませんが、手元にあります平成30年また平成29年の資料を見ましても、同じ傾向がございまして、徳島市の家計消費は大阪市より多い状況が続いております。

この要因につきましては、徳島市での生活は自家用車が使われることが多く、維持費やガソリン代、交通に関する費用が大阪市より高くついている状況が背景にございます。

次に、労働者の賃金水準を示す毎月勤労統計につきましては、令和元年労働者5人以上の事業所の所定内給与、これは本県は22万8,733円、大阪が25万2,271円、東京都は30万6,124円、全国平均は24万4,471円で、本県の労働者の賃金は、東京・大阪はもとより全国平均と比べましても、月額1万5,738円低い状況が続いております。

企業の支払能力の把握につきましては、厚生労働省の基準では工業統計の付加価値額を参考にするとしてございます。工業統計の付加価値額を従業員一人当たりの付加価値額に置き直す形になります。徳島県が1,760万円、大阪府が1,260万円、東京都が1,220万円で、実は本県は東京・大阪を超える従業員一人当たりの付加価値額は平成30年全国3位という上位に位置しております。

総じて国の基幹統計であります、家計調査、毎月勤労統計、工業統計の数値におきましては、徳島市の家計消費は大阪市より高く、本県従業員一人当たりの生産性は全国上位にあるものの、賃金水準は全国平均を下回っているというのが状況でございます。

山田委員

賃金水準だけが低い。これからとくしま回帰を考える上でも重要な指摘だと思うのです。

そこで、徳島県の人口移動調査、人口推計についても聞いておきたいと思います。

住民基本台帳については、実は2月の地方創生対策特別委員会でもかなり聞きましたけ

れども、人口移動調査は暦年ごと、人口推計は年度ごとだと思うのですけれども、徳島県の人口移動調査、県外転入、県外転出の推移を3年間、簡単に結構ですから御報告ください。

綿貫統計データ課長

推計人口における直近3か年度の転入及び転出の状況を御説明します。

平成29年度は1万1,629人の転入に対し、転出は1万3,003人で1,374人の転出超過となります。ちなみに、外国への転入転出を除けば2,302人の転出超過。平成30年度につきましては1,829人の転出超過。外国への転入転出を除けば3,059人の転出超過。令和元年度におきましては1,893人の転出超過で国外への転入転出を除けば3,198人の超過になっております。

山田委員

今、人口動態を聞きました。また賃金の状況も聞きました。

自民党の最低賃金一元化推進議員連盟というのがありまして、コロナ禍^かの最低賃金の在り方に関する緊急提言を出しております。地域間格差が223円もあると指摘して、コロナ^か禍の厳しい状況にあっても将来を見通して最低賃金の水準を少しでも上げる取組、東京一極集中是正のためにも全国一律の最低賃金は不可欠な政策であると、自民党の中からもこういう声が出ております。

そこで、これは梅田地方創生局長に是非とも聞きたいのですけれども、今日の議論を踏まえて、今後のとくしま回帰ということを考えてみるならば、こういう施策についてしっかりと県政の中でも取り組んでいくということが非常に重要になってくると思うのですけれども、その取組について御答弁をお願いしたいと思います。

山上とくしま回帰推進課長

山田委員のほうから、最低賃金の動向なりを踏まえて、どのようにとくしま回帰に取り組むのかという御質問であったかと思います。

最低賃金につきましては、先ほど綿貫統計データ課長からも答弁がありましたように、最低賃金法に基づいて国において定められたプロセスの中で、国の専管事項ということで決定されていると承知しているところでございます。

また一方、移住でございますけれども、先ほど井川委員へ答弁させていただきましたように、大きな価値観の変容ということで、テレワークや在宅勤務が進みまして、大都市に住んでいなくても仕事ができるという中で、都市部と地方での生活に対する意識や価値観が大きく変化しているところでございます。こうした機会を捉えまして、本県も先ほど山名とくしま回帰推進課移住交流担当室長からも申し上げたような様々な施策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

これを本当に真剣に考える。今日は質問しませんでしたけれども、とくしま回帰を考えたら、これから確かにテレワークをはじめ、U・Iターン、学生さんなどの調査でもはっ

きりと地方への回帰についての思いは出ている。

しかし、同時に地方の質をはっきりさせないと、なかなか絵に描いたようにはならないということです。今日、重要な賃金の問題も出されました。そこをしっかりと踏まえてほしいと思います。

最後に1点だけ質問しておきたいと思います。

2兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用について、今日も経営戦略部の財政課長とやりとりしたのですけれども、この際、例えば1期目の49億9,000万円の時は、交付限度額が109事業96.4億円の予定事業となりました。今回追加補正がなされるわけですが、もちろん詳細はまだ決まっていないというものの、当然積み上げて補正予算をとることになると思うのです。今回の場合は、どれだけの事業でどれだけの予定事業を積み上げてきているのか、その状況についてもお伺いします。

山上とくしま回帰推進課長

山田委員から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次補正予算に係る県の対応ということでの御質問を頂いたところでございます。

この点でございますけれども、まだ国のほうから具体的な第二次補正に係る分というのが示されていないという中で、まだ一部の報道でございますけれども、新たに予算化された2兆円のうち、事業継続や雇用維持への対応に1兆円、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化に向けた取組に残りの1兆円を配分する見込みであるということです。また、各自治体への配分については、それぞれ人口、事業者数を基礎に、あるいは感染状況や財政力に基づき、それぞれ算定することというふうにされております。

まだこの限度額も示されていない状況でございますので、現時点におきましては、国の動向等についてまずはしっかり注視してまいりたいと考えております。

山田委員

はい、1点だけ。今の答弁で僕が聞いたのは実施計画はどうなっているのという点で、国の第二次補正予算を聞いたわけではないのです。

（「時間が来ている」と言う者あり）

その点だけ答弁がなかったので、答弁いただいて質問を終わります。

浪越委員長

結論のみで、よろしくお願いします。

山上とくしま回帰推進課長

失礼いたしました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第一次補正に係る事業計画を出した時に説明いたしましたように、各部局においてそれぞれ事業実施計画を出していただいて、それを前広に政策創造部として取りまとめたというところでございます。現時点で限度額も示されていない状況で確定的なことを申し上げられませんが、引き続き、第一次補正予算と同様に第二次補正予算についても前広に取りまとめていきたいというふうに、今のところは考えている状況でございます。

高井委員

緊急事態宣言が解除になったとはいえ、まだ危機的状況の少し延長が現在の状況だろうと思います。

昨年度いろいろな予算を組んだり、方針を立てたことに対して、新型コロナウイルス感染症がまん延したため、当時決めた時の方向性や戦略等から大きく変わってきているのではないかと思います。現に、様々な経済活動や仕事の形、また家庭に向けての支援等にもいろいろな対策を講じておりますが、方針や戦略みたいなものは根本的に方向性を練り直さなければならない状況になったのではないかなというふうに感じております。

恐らく、新型コロナウイルス感染症対策に対する目前の対応は保健福祉部や危機管理環境部が担当部局としてやっているのだと思いますが、県のこれからの方針や大きなところは政策創造部で方針を決めていくのだらうと思います。短期的に、長期的にいろんな面を分けて考えていかなければならないと思いますが、今回、新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、方針転換や見直し等、これからの方向性や戦略について教えていただきたいと思います。

梅田地方創生局長

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、東京をはじめとする大都市部への人口集中に伴うリスクが明らかとなりまして、このリスクを回避することの重要性、地方分散の必要性ということが改めて認識されたところであります。

先ほど、井川委員からの御質問に御答弁させていただきましたように、各種アンケートにおきまして地方移住、地方回帰の指向が高まっているというふうに考えております。

この機を逃すことなく、とくしま回帰を推進するために、新型コロナウイルスの感染状況に左右され実施が不透明となった、県内外で人を集めて実施を予定していたツアーやイベントなどについては見直しを行いまして、今議会において先議いただきました県外大学等からの県内大学への転入学、再入学の方への支援金制度、あるいはサテライトオフィスの誘致を加速化するための新たな補助制度の創設、それから先ほど井川委員からお話いただきましたリタイアインフラの新しい生活様式に基づく利活用手法の研究などに取り組むなど、これまでにない視点に基づいて、新たな取組に挑戦しながら新たな人の流れというのを創出していきたいと考えているところでございます。

高井委員

長期的に見ても、その戦略でいいのだらうと思います。

ただ、短期的には、目下、本当に経済が傷んでいます。観光業等は5,000円の支援が大きく功を奏してかなり動いているような感もありますが、飲食店や事業所等も含め大変厳しい状況の中で、目の前にある事業所の救済等も含め、短期的には新型コロナウイルス感染症の影響からの復旧といいますか、それについての対応が大事だと思います。

長期的には、正に梅田地方創生局長がおっしゃったように地方移住や地方回帰というのが促進される、県がずっと目指してきた東京一極集中打破の目においてはかなり追い風が吹いているのだらう。長い目で見たらそういう戦略に力を入れていくのはいいのだらうと

思います。

今、世界中もそうですが、新型コロナウイルスの感染状況の状況を見つつ、怖々と経済復旧に向けて積極的な施策を取り入れるという、ブレーキを掛けながらアクセルを踏むような非常に難しい中で、日本も政策を進めていると思います。移住ももちろん大事ですし、しなければなりません。

ただ、今すぐのことを考えれば、例えば三好市などは四国4県の全部と隣接しておりますので、早く県外客に来てほしいとか、早く外国人に来てほしいという雰囲気では、残念ながらまだありません。だから、長い目で見てずっと息をつなぐ、そして移住者を増やしていく、そうした施策は必要ですが、目の前の短期的なところでは今困っている人たちを援助していく、助けていくという施策も必要ではないかと思っています。

そこで、第2波にも備えつつ、今の経済再開に向けてどのように考えていくのかということをお答えいただければと思います。

梅田地方創生局長

高井委員から、第2波に備えつつ、どうしていくのかというふうな御質問だろうというふうに考えております。

高井委員がおっしゃいますように、現在、飲食店等は非常に苦しい状況に置かれていると承知しております。そのために4月補正予算、6月補正予算を組みながら喫緊の課題に対して対応しているという状況であると考えております。

今後、第2波ということも考えられますので、それについての対策というのも他部局と連携しながらやっていっているという状況でございます。

我々といたしましては、この今のウィズコロナの時代、それからアフターコロナという時代を見据えまして、新たな取組を、本年度スタートを切ったv s 東京「とくしま回帰」総合戦略第2幕に反映させまして、新たな総合戦略へと進化させ全庁挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

高井委員

第2波、第3波を発生させないということをまず大事な目的に置きながら、経済活動を復旧していくという双方向で取り組んでいただきたいと思います。

そして徳島市もいろいろな課題がある中で、そごう徳島店の撤退もいよいよ迫ってきております。昨年度に撤退の話が出された時とは状況が大きく変わっていて、徳島県が進めてきたいろんなにぎわいづくり戦略においても、マチ★アソビであったり、とくしまマラソンであったり、阿波おどりであったりという大事な集客の部分が、今回は中止ということになります。にぎわいづくり自体も見直ししていかなくてはならない部分もあるのだろうと思いますので、是非ともここは一致団結して頑張っていただきたいと思いますということをお願い申し上げます。

長池委員

新聞報道でしか私も分かっていないのですが、阿南市の政策監がなかなか決まらないというか、政策監の人事は議会の同意が必要だということで条例を提案したり、いろいろ再

議などをやっています。6月5日ですか、阿南市長から知事へ、90日以内にということで、審査の申立てというのが出ていたと思うのです。

確か、その前に再可決された阿南市特別職指定条例の一部を改正する条例の知事に対する審査の申立てということでございますが、その後、別の条例が可決されて、申立ての元になった条例が廃止になっているというふうに聞きました。この状況においても、知事は裁定をきちんと下すべきなのか、今どういう状況になっているのかを教えていただけたらと思います。

菊地市町村課長

長池委員から御質問を頂きました阿南市の政策監任命条例の審査申立てについてでございます。

先ほど長池委員からお話ありましたとおり、先日、阿南市議会のほうで可決されました新条例の阿南市政策監の設置に関する条例の附則におきまして、現在、県に審査申立てされている現条例を廃止することというような条文となっております。新条例につきましては本日現在でまだ公布、施行がなされていないというふうに承知しておりますので、現在審査申立てとして県に上がってきている条例につきましては、新条例によって廃止されていない状況でございます。県としましては現時点では地方自治法に基づき、先ほど長池委員からお話ありましたとおり、審査の手続を進めているという状況でございます。

また、一部新聞等で新条例の阿南市政策監の設置に関する条例についても、阿南市長から再議がなされたという報道があったと承知しております。今後の動きについては、一般論ということにはなりますが、再議の後に新条例が再度可決された場合であって、その新条例が先ほど申しましたように、公布、施行されれば、その附則によって県に審査申立てされている条例は廃止となります。そうなりますと、審査申立てとなっている条例がなくなり、訴えの利益がなくなってしまうということですので、その場合は却下の裁定になるかと思えます。

一方で、新条例が再議の結果、可決されなかった場合におきましては、今、審査申立てされている現条例は廃止されませんので、県としては地方自治法の規定に基づいて審査の手続を進めていくということとなっております。

長池委員

申立ての対象となっている条例はまだ廃止になっていないということですね。新条例が公布、施行されたら廃止になる。そういう状況なので、今すぐ前条例を審査するのはどうなのですか。今してもいいとは思いますが、特に今の方針としては状況を見守っているということでしょうか。90日以内ということは、すぐ審査してもいいと思うのですが、そのあたりの方針というか県の考えをお聞かせいただきたいと思います。

菊地市町村課長

現在、正に現条例についての審査申立ての各種手続を進めているところでございまして、そちらの内容にも触れますので、その辺については回答を控えさせていただければと

存じます。

長池委員

分かりました。多分様子を見ていたほうがいいと思います。

浪越委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、政策創造部関係の調査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（12時16分）